

世帯分布・生活維持構造の大変動 と女性の異常な低賃金の持続

——コロナ禍による生活困窮が露わにしたもの

後藤 道夫

コロナ禍による雇用収縮は女性非正規に集中した大規模なものであり、それは、母子世帯にとどまらず、広汎な生活困窮をもたらした。旧来の「家計補助」通念が時代錯誤であること、また、それを利用して放置・弱体化されてきた労働規制と所得補償制度が、深刻な機能不全におちいつていることがあらためて明らかになった。その背景には、男性賃金が長期大幅に低下し、他方、それにもかかわらず、女性の異常な低賃金が持続し、人びとの世帯位置の分布と家計維持構造が大きく変動したことがある。とくに女性で無規制・無保障の不規則/短時間労働が急拡大し、非正規単身世帯、非正規1人親、低所得多就業世帯の就業と生活の不安定が増大していた。性別役割分業と「家計補助」通念を縮小し、男女両性へのリビングウェイジと生活安定を確保するための、現時点の戦略的改善課題の中心は女性賃金の大幅引き上げ、および、不規則/短時間労働への規制と各種保障の整備である。

はじめに

この小文では、コロナ禍の女性雇用への影響の規模と深さ、および、とくに非正規労働者の雇用収縮に対する現在の所得補償の脆弱を概観し、ついで、それが広汎な生活困窮をひきおこす背景を、男性の長期大幅な賃金低下とそのもとでなお持続する女性の低賃金、世帯構造と家計維持構造の大幅な変動、そのもとで必然的に生ずる生活困窮の拡大を軸に分析・検討したい。

年金年齢の女性雇用については扱えていない。また、雇用と離職の変化の統計的確認、および、雇用保険をはじめとする現在の所得保障制度の詳細については、別稿を参照していただきたい¹。

1 コロナ期の雇用収縮の規模と賃金減少

〈4～10月の雇用急変の規模——女性労働者の4人に1人、女性非正規の3人に1人〉

2020年11月に行われたNHK・JILPTの共同調査によれば、20年4月1日時点で民間労働者であった20～64歳のうち、4～10月に解雇・雇い止めにあったのは1.9%、自発的離職は3.8%であった（調査サンプル67,844人、web調査）。この比率を2017年「就業構造基本調査」によって、労働者数に直すと（以下、人数表記は筆者が同様の操作をしたもの）、離職者合計は259万人（うち女性141万人、女性非正規97万人、男性非正規49万人）である（表）。なお自発的離職には職場での感染の恐れ、保育園・学校の休校や時間短縮への対応、賃金減への不満、退職等の圧力によるものがふくまれる²。

また、周知のように4～10月には膨大な休業、時間短縮が発生した。

同調査によれば、雇用急変（「解雇・雇い止め」、

「自発的離職」、「休業7日以上」、「就業時間半減30日以上」)のいずれかを4～10月に経験した割合は、労働者の5人に1人以上、1千万人余となる。女性非正規ではその33%が雇用急変を経験した。まず、この規模の認識が重要であろう。厚労省「新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数」の累積数値(10月末現在で6.9万人)はごく一部のものである。

〈雇用急変への所得補償の脆弱〉

①失業給付利用の困難

同調査によれば、休業等を含む雇用急変を経験した労働者中で失業給付を利用したのは6.1% 62万人(女性6.2% 34万人)であった。同調査による4～10月の離職者259万人(女141万人)を分母とすれば、その利用率は23.7%(女24.1%)である。

同調査の速報では、失業給付利用の割合が雇用形態別には報告されていない。だが、おそらく、離職者の半数以上を占める非正規労働者146万人(女性97万人)の利用率は相当に低いはずである。そう考えた理由は2つある。

まず、雇用保険被保険者の離職を示す各月の「被保険者資格喪失数」の対前年同月比が、コロナ期

にはほとんど増えていない。リーマン期は大きく増えた。雇用保険の加入資格は〈週20時間以上、31日以上雇用見込み〉であるため、コロナ期の離職者の相当数は就業時間が不規則／週20時間未満であったと推察できよう³。すぐ後に見るように、不規則／20時間未満労働は女性中心に大きく増加していた。

次に、これまでの歴史的経緯がある。雇用保険の業務統計では、雇用形態別に被保険者、離職者、初回受給者等が集計されていない。だが、2002年に行われた総務省「就業希望状況調査」によれば、3年以内離職の前職非正規失業者のうち、現在受給中、給付期間終了、近々受給予定の合計は、男女計で30%、女性33%(10月、11月)であった。労働力調査によれば、過去1年以内の非正規離職者のうち調査時点で失業者になっていた割合は2002年平均で男女18%、女16%であるため、仮にこの比率を使うと、前職非正規の離職者のうち男女ともに5～6%程度が失業給付を利用したことになる。

その後、2005年に受給資格が被保険者期間6カ月以上から「原則1年以上」へと厳格化され、非正規離職者はさらに失業給付を受けにくくなった。初回受給者中の被保険者期間1年未満は、

表 20～64歳労働者のうち4～10月に雇用急変を経験したものの割合と推計数(2020年4月1日時点)

割合(%)						推計人数(万人)					
	解雇・ 雇い止め	自発的 離職	労働時間 半減30 日以上	休業 7日以上	左記い ずれか 変化あり	民間20-64歳労働者数 (2017年 就業構造基本調査)	解雇・ 雇い止め	自発的 離職	労働時間 半減30 日以上	休業 7日以上	左記い ずれか 変化あり
非正規女性	3.0	5.3	10	21.7	33.1	1171	35	62	117	254	388
非正規男性	4.7	6.8	9.0	19.3	32.8	430	20	29	39	83	141
非正規計	3.5	5.7	9.7	21.1	33.0	1601	56	91	155	338	528
正規女性	1.0	3.8	4.6	12.2	18.4	938	9	36	43	114	173
正規男性	1.1	2.5	3.4	11.0	15.9	2004	22	50	68	220	319
正規計	1.1	2.9	3.8	11.4	16.7	2941	32	85	112	335	491
女	2.1	4.6	7.5	17.3	26.3	2109	44	97	158	365	555
男	1.7	3.2	4.3	12.4	18.7	2434	41	78	105	302	455
全体	1.9	3.8	5.8	14.7	22.2	4542	86	173	263	668	1008

出所:「新型コロナウイルスと雇用・暮らしに関するNHK・JILPT共同調査結果概要」より

(注)人数推計は上記調査の割合に「就業構造基本調査」2017年による20～64歳民間労働者数を乗じて筆者が算出

2002年8.6%に対し、2018年は2.4%である。コロナ以前に、非正規、短時間労働者が失業給付を利用できる環境は非常に小さくなっていたと考えるべきであろう。

現在の雇用保険は、不規則／短時間、低賃金労働者の大幅拡大という長期趨勢に逆行する制度改革を積み重ね、そうした労働者群の離職時の所得補償をないがしろにしてきたのである⁴。

②休業・就業時間短縮への補償：全額は非正規2割以下

NHK・JILPT調査によれば、女性非正規の場合、休業7日以上、就業時間半減30日以上となった理由（複数回答）では、①会社命令63%、②「シフト・仕事をいれてもらえなかった」26%、③子どもの保育園・学校の休園（校）や時間短縮11%、④自分の周りに感染がでた5%など、労働者側に選択の余地のないものが圧倒的であった。これらへの所得補償は、6月に新設された「休業支援金／給付金」制度⁵を除き、「雇用調整助成金」や「小学校休校等対応助成金」を用いたものであっても雇用主からの支払いとなる。

同調査によれば、休業7日以上、就業時間半減30日以上の経験者が事業主から所得補償で全額支払いを受けた割合は、正規女性50.2%、正規男性47.5%にたいして、非正規は女性19.8%、男性18.3%と非常に低い。60%以上支払いの割合でみても（全額を含む）、非正規女性は44%であった。

所得補償を行わない事業主が相当数存在するが、法的処罰の対象とはなっていない。また、所得補償の基礎となる「平均賃金」は、月給制を標準にした算定方法によっているため、たとえば週3日働く労働者は通常受け取っている日給の36%が最低補償額となる⁶。

法的義務範囲のあいまいさや、こうした算定方式をふくめ、とくに不規則／短時間労働者への休業補償の制度水準、および、事業主の実際の対応

水準は非常に低い。

〈10月時点、コロナ前比3割以上減収が女性非正規の11%〉

10月段階でも賃金収入が減っている労働者は多い。NHK・JILPT調査によれば、コロナ前との比較による2020年10月の賃金は、雇用急変がなかった労働者でも1%程度は減っており（11月時点での無業を含む）、雇用急変の経験者では11%（女性は13%）、そのうちの非正規は、男性、女性ともに17%の減である。離職から失業と非労働力への移行が増大し⁷、所得補償が十分でなく、時間短縮からの回復が遅く、再就職でも条件が低下したためであろう⁸。

全体では3割以上減が282万人、うち女性164万人、うち非正規女性は130万人、5割以上減は173万人、その54%は女性非正規であった。なお、1割以上減の合計は600万人を超える。

同調査によれば、雇用急変経験者で賃金が1割以上減った女性（356万人）のうち、貯蓄を取り崩した割合は、一般世帯で34%、単身女性で40%にのぼる。だが、取り崩す貯蓄が無ければそれも不可能だ。たとえば、40～49歳単身女性は2001年から2019年で30万人から56万人に増えたが、彼女らが無貯蓄である割合は11%から26%に上昇している（「国民生活基礎調査」）。母子世帯の35%は日本の世帯所得第1五分位（203万円未満）に属し、36%はその第2五分位（203～350万円未満）に含まれるが、その〈無貯蓄＋貯蓄50万円未満〉率は、それぞれ56%、50%である（2019年同上）。1、2カ月の賃金減収がただちに食費、水光熱費、家賃、公共料金などに響くゆえんである。

同調査によれば、収入減1割以上の単身女性の31%が食費を切り詰め、6%が家賃・住宅ローンを未払い／滞納し、9%が公共料金未払いとなり、

7%が消費者金融／カードローンを利用している。

ふだんから薄氷の上で暮らす大量の女性たちが、コロナ禍による雇用収縮で水につかり一部は溺れかけている状況を、数値上で概観した。以下、こうした状況を生み出した構造変化を紙幅の許す範囲で検討したい。

2 日本型雇用と旧来型家計維持の非標準化、および、女性の異常な低賃金の持続

①男性賃金の長期大幅低下と世帯位置分布の変化——〈夫婦で暮らす〉割合の低下

この20年余で、非正規はもちろんのこと、30歳代、40歳代で賃金がほとんど上昇しない男性正規労働者が増えた。職業分類でみるとブルーカラー系職群（生産工程、建設・採掘、運輸・機械運転、運搬・清掃・包装、およびサービス職）がその中心である。図1にあきらかなように、2017年では年齢別の賃金カーブが、25歳から54歳まで、300～399万円を頂点とする形にそろっており、1997年との違いは明白である。なお、ホワイトカラー職群（管理、事務、専門・技術職）の男性正規の多くは年功型の賃金上昇を確保しているものの、賃金水準は大きく下がった。

男性世帯主の賃金に頼る従来型家計では、30歳代後半でだいたい500万円以上の男性賃金が想定されてきた。だが、そうした労働者の割合は、1997年の51%から2017年34%に激減した（「就業構造基本調査」：2012年消費者物価で調整した値）。結婚の年収ハ-

ドルという点では、近年、400万円が大きな意味を持ち始めているが⁹、400万円以上は73%から54%に減少した。

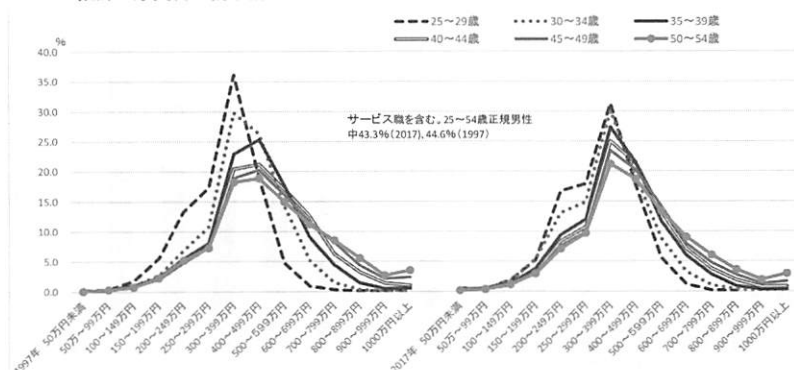
男性賃金が低下する一方、次に確認するが、女性の異常な低賃金は変わっていない。そのため、子育てに必要な世帯所得を見込めない男女が増えた。こうした変化が生じた20年余、日本社会では、世帯形成ができる賃金と社会環境を確保するための社会的努力は小さいままであり、結婚あるいは世帯形成そのものをあきらめる人びとが急増した¹⁰。男性が主に家計を担うという旧来の通念は、正面からの破壊をまぬがれ、男性の稼働力が十分でなければ結婚は無理、という「あきらめ」のイデオロギーとして生き続けた。実際、夫婦で暮らす男性と単身世帯、親元無配偶の男性には、大きな所得格差がある¹¹。

女性が夫婦でくらす割合は、1995年から2015年の20年間で、40歳代は82%から67%に、30歳代は79%から62%に激減し、その分、単身世帯、親元無配偶、母子世帯が増えた。

②女性の異常な低賃金の持続

フルタイム労働者の賃金年収の平均値で比較すると、日本の女性賃金は男性の69%である（「賃金構造基本統計調査」2019年）。それでも格差は

図1 ブルーカラー系職群 正規男性労働者 年齢別年収分布の変化
(2012年消費者物価による調整済み 1997年分布は年収階層幅を2002年の数値で修正推計 原資料「就業構造基本調査」)



出所：総務省「就業構造基本調査」

大きいが、リビングウェッジ——生活できる賃金額——に達していない割合を比較すると、問題はさらに深刻であることがわかる。

標準額として仮に年収270万円をとると、ふだん週35時間以上働いている25～54歳の労働者の中、それに達しないのは男14%（258万人）に対して女45%（443万人）であり、未達割合の倍率は女が3.2倍となる（2017年「就業構造基本調査」）。この数値も男女賃金格差を表す指標の一つと考えてよい。

この標準額は中澤秀一監修の全労連「生計費調査」による、各地の25歳単身労働者の「ふつう」の暮らしが可能な賃金年収額を念頭に置いたものである。同調査によれば大都市部から地方都市まで、額面の必要年収額は270万円～300万円程度に集中した¹²。そうだとすれば、現在の女性賃金は働き盛りのフルタイム女性労働者の半数近くがふつうの独り暮らしができない水準であり、これは異常に低いというべきである。

なお、この20年間の変化を年齢計の35時間以上労働者について、2012年の消費者物価で調整し比較すると、270万円未満は男16%→22%、女57%→54%と、男性賃金下がって男女格差は若干小さくなったが、女性賃金の異常な低水準

はほとんど改善されていない。

加えて、短時間就業の激増は、女性労働者全体の賃金をさらに低下させた。

③女性短時間労働者の長期大幅増

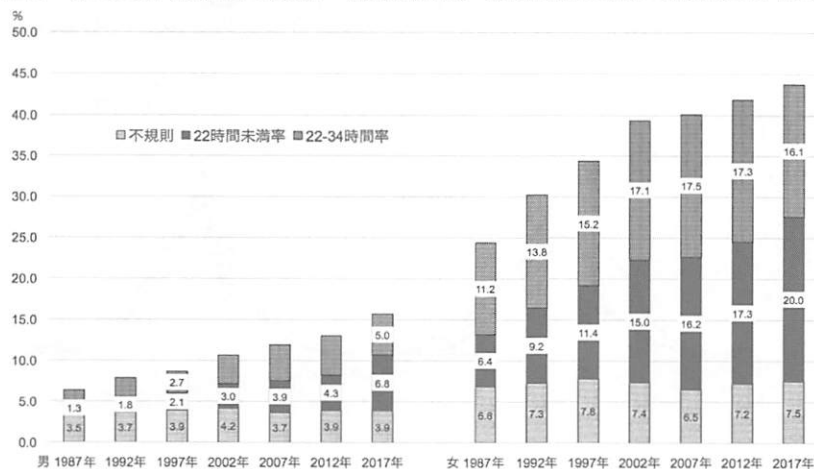
「就業構造基本調査」により「ふだんの働き方」ベースで、労働者全体について、不規則就業と35時間未満就業の数と割合を見ると、1987年からの30年間で、合計労働者数は569万人から1,601万人に、合計割合は13.2%から28.7%に増えた。そのうち、22時間未満は140万人から723万人、3.2%から12.9%への増大である。

その増加は特に女性で激しく、この30年間で、不規則+35時間未満は24%（400万人）から44%（1,135万人）へ、不規則+22時間未満は13%（216万人）から28%（713万人）への大幅増である（図2）。1997年から2017年では、女性の不規則+22時間未満の増加は311万人だが、男女労働者合計の増加は469万人であった。この20年間の労働者増全体の3分の2は女性の不規則+22時間未満労働の増加によるものであったことになる。その結果、女性労働者全体では、270万円未満の割合は1997年64%から2017年66%に増えた。

不規則+20時間未満労働者は社会保険、雇用

保険の強制適用対象ではなく、労働契約の規制、解雇規制も緩い。この数十年間、事実上の野放し状態が続いており、コロナ禍による雇用急変は、集中的にこうした人びとを襲ったのである。雇用急変への所得補償がきわめて脆弱であった背景の多くはこの点に求められよう。

図2 役員を除く雇用者 男女別 短時間就業、不規則就業の割合（就業構造基本調査）



④非正規世帯主、非正規単身世帯、低所得多就業世帯の増大

図3は25～54歳女性の世帯位値分布の変化と非正規労働の拡大をクロスさせたものである。この年齢の女性は、どの世帯位置でも人口中の正規労働者割合、非正規労働者割合がともに上昇した。

図3から計算できるが、2002年から2019年で、一般世帯世帯主と単身世帯の合計は51万人増え、そのうち非正規労働者は32万人増えた。非正規の低賃金があるまま生活水準を引き下げる人口の

増大である。彼女たちの無貯蓄、低貯蓄の高い割合はすでに見たとおりである。

また、25～54歳の〈世帯主の配偶者〉女性は17年間で1,705万人(64%)から1,380万人(59%)へと大きく減った。有業者は増えたが、正規労働者の47万人にたいして非正規は99万人の増加であった。

結局、女性賃金が低いまま、男性賃金が下がり続けたため、共働き世帯でも低所得が増えた。

妻30～49歳の夫婦がいる世帯で1997年と2017年を比較すると、妻有業の500万円未満世帯は、妻有業世帯中で15%から20%に、夫婦がいる世帯全体のうちでは9%から14%に上昇した(就業構造基本調査2012年消費者

物価で調整)。有業女性の貧困の姿として、低賃金単身、低賃金一人親に加え、〈低所得共働き〉の比重が大きくなっていたのである(図4)。

低所得共働き世帯における妻賃金の貢献度について、就業構造基本調査を用い、いくつかの仮定をおいた推計を試みたところ、夫年齢30～39歳の夫婦合計所得が500万円未満の場合、2017年では妻の勤労所得は平均で夫婦の勤労合計所得の27%程度を占めていた(2002年24%)。合計勤労所得300万円未満世帯では35%である(2002年

図3 25～54歳女性 世帯位置別 雇用形態別労働者の対人口割合 2002年と2019年(「労働力調査 詳細集計」)

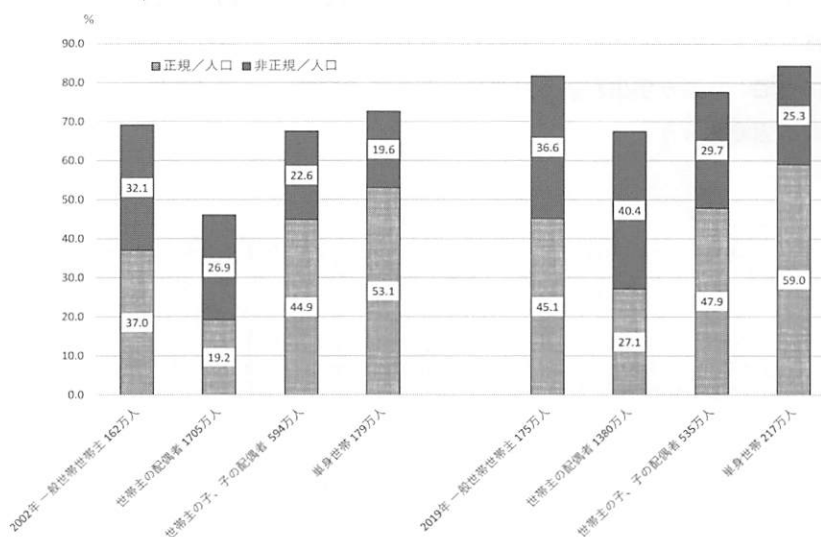
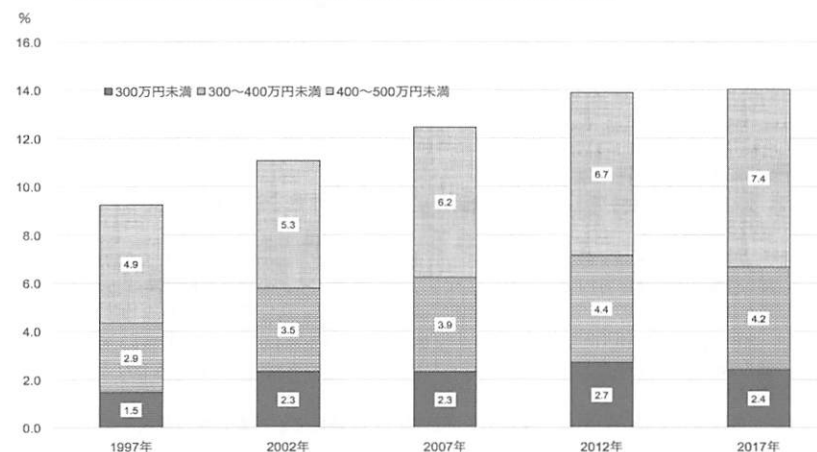


図4 妻30～49歳夫婦がいる世帯中の妻有業低所得世帯の割合 (就業構造基本調査各年より作成 2015年消費者物価により調整)



29%)。低所得共働き世帯では、低賃金の妻であっても、家計への貢献度は高い。

短時間労働は、男性賃金の大幅下落による家族総出の家計維持努力を吸収して蔓延した(高校生、学生のアルバイトもその一部¹³⁾)。低所得多就業世帯では、夫婦の片方あるいは子どもの1カ月数万円の減収でも家計危機が生ずる¹⁴⁾。短時間労働の不安定が家計の不安定に直結する状況の拡大である。実際、NHK・JILPT調査によれば、食費切り詰め、家賃等支払い困難、公共料金支払い困難、消費者金融等利用の割合は、妻の賃金が1割以上減の世帯がそうでない世帯にくらべて、ほぼ3～5倍の割合を示している。食糧配布の列に自宅から通う学生が多く見受けられるのも同様の事態であろう。

なお、本稿では検討できなかったが、低賃金の親元無配偶女性の生活は、低賃金あるいは低年金の親との低所得多就業世帯のそれとみなすべきケースが増えていると思われる。

日本型雇用の再標準化はもはやありえない。現時点での改善課題の中心は女性賃金の大幅引き上げであろう。女性賃金の大幅引き上げは、性別役割分業の経済的土台を揺るがし、ケア労働の男女分担を促進する。そのためにも同時に、短時間労働を雇用保険、社会保険の対象とし、必要なコストを事業主に負担させる必要があろう。「家計補助」通念と規制撤廃を併存させ、男女両性を疲弊させてきた歴史を大きく転換しなければならない。

(ごとう みちお・都留文科大学名誉教授、会員)

- 1 後藤道夫「コロナ禍による雇用収縮が照らし出すもの」『月刊 全労連』2021年2月号、および、同「コロナ禍が露わにした〈規制撤廃と「家計補助」処遇〉併存の蓄積」『労働法律旬報』、旬報社、2021年1月合併号。
- 2 複数回答だが、ここにあげた項目の単純合計は、非正規女性で48%、労働者全体で33%である。
- 3 「毎月勤労統計」によれば、2020年5月の離職者の対2019年5月増分は、フルタイム労働者マイナス3.7万人、短時間労働者20.7万人であった。コロナ禍による解雇・雇止め・自発的離職が、短時間労働者に集中していることがわかる。実際には、短時間労働者のなかでも20時間未満の離職者が多かったはずである。
- 4 前掲後藤「コロナ禍が露わにした〈規制撤廃と「家計補助」処遇〉併存の蓄積」を参照されたい。
- 5 休業支援制度は、2021年2月12日時点で申請113万件、決定95万件、支給決定総額725億円である。NHK・JILPT調査では雇用急変経験者の17%が利用しており、個人が利用できる公的制度中で最も利用割合が多い。
- 6 フランスでは、最低賃金で働く労働者にたいしては100%の休業手当が出されている。前掲「労働法律旬報」藤本玲論文参照。
- 7 調査時期の1年前以降に離職したもののうち、調査時期に転職していたもの、失業中のもの、非労働力であるものを月別に調査し、四半期ごとに集計する「労働力調査詳細集計」によれば、2019年7～9月から2020年7～9月で、前職非正規の女性の場合、転職者割合は58.1%から47.5%に減り、失業割合は13.4%から16.1%、非労働力割合は28.6%から36.4%に増えた。
- 8 NHK・JILPT調査によれば、4～10月に解雇・雇い止めにあった女性で、再就職者中で4月1日現在の雇用形態と11月1日の雇用形態を比べた場合、正規→非正規が24.3%、非正規→正規が3.3%であり、失業者は19%、非労働力16%であった。
- 9 40代男性の、夫婦で子育てをしている割合は男性の年収とともに上昇する。その割合が5割程度になる年収階層は、2002年250～299万円、2012年300～399万円、2017年400～499万円と急速に上昇した(就業構造基本調査から推計)。
- 10 結婚するのが当然という規範意識は長期的に後退しており、その影響もあろう。だが、結婚希望そのものが大きく後退しているわけではない。30～34歳未婚者の「いずれは結婚するつもり」割合は、1992年と2015年で、男が87%、84%、女が84%、84%である(「出生動向調査」)。
- 11 40歳代男性で勤労年収400万円未満の割合は、夫婦で暮らす男性が26%、それ以外の男性は56%である(「就業構造基本調査」2017年)。
- 12 東京23区の単身労働者を想定すると、傷病手当による可処分所得が生活保護制度による「最低生活費」を下回らない賃金年額は2015年で305万円であった。これもリビングウェイズの水準を検討する方法であらう。2017年「就業構造基本調査」によれば、23区の20～64歳労働者全体では、男性21%、女性54%が305万円未満である。
- 13 2015年から2019年で、高卒後の学生全体のアルバイト率は33%から47%に、小中高の在学者では4%から8%に上昇した(労働力調査)。アルバイトをする自宅通学大学生・高校生の家庭は、世帯収入600万円未満が32%をしめる(「就業構造基本調査」2017年)。
- 14 「多就業化」については、袁輪明子「新自由主義時代における家族の多就業化と新しい家族主義の登場」『現代思想』2013年9月号を参照されたい。

目 次

特集

真のジェンダー平等の実現をめざして ——労働運動の新地平

- 新自由主義からの脱却とジェンダー平等への道 石川 康宏 2
- 世帯分布・生活維持構造の大変動と女性の異常な低賃金の持続
——コロナ禍による生活困窮が露わにしたもの 後藤 道夫 10
- 「ケアの担い手」の労働実態と政策課題
——保育労働に焦点を当てて 小尾 晴美 17
- 雇用関係によらない働き方・フリーランスの実態と課題 ... 岩崎 明日香 24
- ジェンダー視点から考える税・社会保障制度の問題点と改革の方向性
..... 清山 玲 31
- 職場におけるハラスメントの根絶をめざす
——新聞労連・MICの取り組み 吉永 磨美 38
- 女性労働者の実態と全労連女性部のとりくみ 大西 玲子 45
- 高齢女性のくらしと貧困 宮崎 牧子 51

〈労働戦線NOW〉

全労連が32年ぶり春闘先行で成果——金属大手の自社型春闘変質打開へ

「コロナ被害相談村」で労働界共同や総選挙勝利へ始動 青山 悠 58